

静岡県産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針

1 趣旨

この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う事業者に対し、法に定めるもののほか、必要な行政指導を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (2) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (3) 条例 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年静岡県条例第6号）をいう。
- (4) 規則 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡県規則第92号）をいう。
- (5) 役員 業務を執行する社員（会社法（平成17年法律第86号）第590条に規定する持分会社の業務を執行する社員をいう。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- (6) 出資者等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- (7) 使用人 政令第6条の10に規定する使用人をいう。
- (8) 県外産業廃棄物 条例第12条第1項で定める県外産業廃棄物をいう。
- (9) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (10) 講習会の修了者 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会及び一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者認定講習会の修了者をいう。
- (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物 政令第2条の4第5号イ、ロ又はハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。
- (12) 収集運搬ガイドライン PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月（平成23年8月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）をいう。

- (13) 低濃度PCB廃棄物 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月26日環境省告示第98号) 第2項に掲げる産業廃棄物をいう(微量PCB汚染廃電気機器等と低濃度PCB含有廃棄物を合わせたもの)。
- (14) 微量PCB汚染廃電気機器等 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物第2項第1号イ、第2号イ及び第3号イに掲げる産業廃棄物をいう。
- (15) 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB収集・運搬ガイドライン(平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)をいう。
- (16) 水銀廃棄物ガイドライン 水銀廃棄物ガイドライン(平成31年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)をいう。

3 行政指導指針

事業者は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置許可等の申請又は届出に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 申請書又は届出書の「申請者」欄において、押印をすること。
- (2) 法で規定されている下記書類について、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。
 - イ 申請者が法人である場合に添付する登記事項証明書については、履歴事項全部証明書とし、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。
 - ウ 申請者が法人である場合に添付する定款又は寄附行為については、原本と相違ない旨を証明すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 講習会の修了者が、業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を証明する書類(様式第1号)
 - イ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類(様式第2号)
 - ウ 取り扱う品目ごとに代表的な事業場における産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の発生過程等を具体的に記載した発生フローシート(様式第3号)
 - エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類(様式第4号)
 - オ 積替え保管を行う場合は、その具体的な計画を記載した事業概要書(様式第5号)及び積替え保管を行う旨を排出事業者が承知する書類

- カ 積替え保管を行う場合は、その保管施設に供する土地の公図の写し（公図には産業廃棄物積替え保管施設の位置を図示すること。）及び積替え保管の管理体制を示す書類
- キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、応急措置設備・器具リスト（様式第6号）、緊急時対応マニュアル（様式第7号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿（様式第8号）。また、その業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることを証する書類として、その修了証の写し。また、低濃度PCB廃棄物の積替え保管を行う場合にあつては、当該積替え保管場所を管理する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることを証する書類として、その修了証の写し及び特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類
- ク 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、水銀廃棄物ガイドラインを参考に破損防止の措置を行い、その措置の状況がわかる書類として、運搬容器等の写真。また、水銀使用製品産業廃棄物の積替え保管を行う場合にあつては、他のものと混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講じ、その状況がわかる書類として、保管施設及び保管容器の写真
- ク 産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号に規定する廃棄物について取り扱う場合は、排出事業者あて1年以内に発行された試験検査成績書の写し（なお、検査項目は別紙1分析項目一覧によるものとする。）
- コ 予定運搬先の産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処分業者の許可証等の写し
- カ 収集先又は運搬先の所在地が静岡市域以外の場合は、その区域を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可証等の写し
- シ 更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現在交付されている当市許可証の写し
- ス 更新許可申請の場合には、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の運搬に係る政令第6条の2第4号（又は政令第6条の6第2号）で規定する委託契約書の写し
- セ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合には、政令第6条の6第1号で規定する通知の写し
- ソ 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類
- (ア) 申請者が法人の場合で、直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失となって

いるときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書

(イ) 申請者が個人の場合で、資産に関する調書 (省令様式第6号の2第9面) において、
負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する
計画書

(4) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る変更(廃止)の届出を
行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変更前後の役員及び出資者等の一覧表

イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ウ 車両を変更する場合は、変更前後の全ての車両の一覧表

エ 事業の用に供する施設等の変更については、当該変更前後の内容が分かる書類
(積替え保管施設の変更の場合は、その保管施設に供する土地の公図の写し(公図には
変更前後の産業廃棄物積替え保管施設の位置を図示すること。))

オ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類(様式第2号)

カ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届出を同時に行い、共
通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類(様式第4号)

キ 住所、氏名又は名称及び法人の代表者の変更並びに収集運搬業に係る事業の範囲等の
一部廃止の場合には、現在交付されている当市許可証の写し

(5) 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請を行う事業者は、法で規
定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 講習会の修了者が、業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、そ
の旨を証明する書類(様式第1号)

イ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類(様式第2号)

ウ 条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項又は規則
第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し

エ 取り扱う品目ごとに代表的な事業場における産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)
の発生過程等を具体的に記載した発生フローシート(様式第3号)

オ 産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行い、共通する添
付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類(様式第4号)

カ 事業の用に供する土地の公図の写し(公図には産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処
分業の用に供する施設の位置を図示すること。)

キ 事業の用に供する施設(重機を含む。)の写真等

ク 産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び政令第2条第13号に規定する廃棄物について取り扱う場合は、排出事業者あて1年以内に発行された試験検査成績書の写し（なお、検査項目は別紙1分析項目一覧によるものとする。）

ケ 更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現在交付されている本市許可証の写し

コ 更新許可申請の場合には、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の処分に係る政令第6条の2第4号（又は政令第6条の6第2号）で規定する委託契約書の写し

サ 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請の場合には、政令第6条の6第1号で規定する通知の写し

シ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類

（ア）申請者が法人の場合で、直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失となっているときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書。また、直前の事業年度が債務超過の場合には、中小企業診断士の診断書等

（イ）申請者が個人の場合で、資産に関する調書（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第40号）において、負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書及び中小企業診断士の診断書等

（6）産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る変更（廃止）の届出を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変更前後の役員及び出資者等の一覧表

イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 事業の用に供する施設等の変更については、当該変更前後の内容が分かる書類及び当該変更に係る施設（重機を含む。）の写真等（産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処分業の用に供する施設の位置等の変更の場合は、当該施設に係る土地の公図の写し（公図には変更前後の施設の位置を図示すること。））

エ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類（様式第2号）

オ 条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項又は規則第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し

カ 産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業の変更届出を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載した書類（様式第4号）

キ 住所、氏名又は名称及び法人の代表者の変更並びに処分業に係る事業の範囲等の一部

廃止の場合には、現在交付されている当市許可証の写し

(7)産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 産業廃棄物処理施設の概要を記載した書類（最終処分場の場合は様式第9号、その他の施設の場合は様式第10号）

イ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類（様式第2号）

ウ 条例第23条第4項又は規則第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し

エ 他法令関係の許認可証の写し（手続き中の場合は、その旨を記載した書類）。また、他法令による規制をまとめた規制状況一覧表

オ 変更許可申請の場合には、現在交付されている当市産業廃棄物処理施設設置許可証の写し

カ 産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処理施設に供する土地の公図の写し及び登記事項証明書。また、当該土地の所有権又は使用权を有することを証する書類（公図には産業廃棄物処理施設の位置を図示し、最終処分場の場合は、さらに隣接地の地目、地番及び所有者名を記載すること。）

キ 産業廃棄物処理施設の所有権又は使用权を有することを証する書類

ク 事務所及び事業所並びに処理前後の産業廃棄物保管施設及び産業廃棄物処理施設等を記載した施設配置図（最終処分場の場合は、さらに進入路、管理棟、覆土用土砂置き場等を記載すること。）

ケ 平面図、立面図、断面図等施設の詳細が分かる構造図。また、廃棄物処理前後の産業廃棄物保管施設の詳細図及び保管量の計算書（最終処分場の場合は、埋立地の位置及び廃棄物層と覆土層を色分けして図示し、保有水等集排水設備、立札、門扉等施設を明示すること。）

コ 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類

(ア)申請者が法人の場合で、直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失となっているときは、その損失の原因と今後の経営改善に関する計画書。また、直前の事業年度が債務超過の場合には、中小企業診断士の診断書等

(イ)申請者が個人の場合で、資産に関する調書（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第40号）において、負債額が資産額に比べて大きいときは、借入金の返済計

画や今後の経営改善に関する計画書及び中小企業診断士の診断書等

(8) 産業廃棄物処理施設設置許可等に係る軽微な変更等（廃止）の届出を行う事業者は、法で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 役員又は出資者等の変更の場合は、変更前後の役員及び出資者等の一覧表

イ 役員の変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更については、当該変更前後の内容が分かる書類

エ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類（様式第2号）

オ 現在交付されている当市産業廃棄物処理施設設置許可証の写し

(9) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業における積替え保管行為は、長期保管、排出事業者の排出責任の不明確さ等の理由により、次に掲げる場合に限り認めるものとする。

ア 少量の容器に収納した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を積替え保管する場合

少量の容器とは、ドラム缶程度の大きさまでのものとし、その保管量は、積み替えた後の運搬車両の1台分の最大積載量以下とし、平均的な搬出量の7日分を超えない数量とする。

イ 収集運搬した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する（貨車又は船舶に係る場合をいう。）際に積替え保管を行う場合

この場合において、積替え前後で運搬する者が異なる場合は、積替え保管場所を管理しているなど当該行為を管理する者が許可を要するものとする。

ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するために積替え保管を行う場合

エ 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合

この場合の保管量は、積み替えた後の運搬車両の1台分の最大積載量以下とし、平均的な搬出量の7日分を超えない数量とする。

オ PCB廃棄物のうち低濃度PCB廃棄物を積替え保管する場合で、3（10）に定めるもののほか、別に定める低濃度PCB廃棄物の積替え保管に関する施設要件等に従い積替え保管行為を行う場合

カ その他市長が認める場合

(10) 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業における積替え保管の基準は、

政令第6条第1項第1号ハからへまで又は政令第6条の5第1項第1号ロからニまでに規定するもののほか、次によるものとする。

ア 積替え保管場所は、申請者事業場の敷地内とする。

イ 積替え保管場所は、原則として静岡市域内1箇所とする。

ウ 積替え保管場所は、他の積荷と混在しないよう管理すること。

エ 積替え保管場所は、専用の場所とする。

オ 積替え保管を行う廃棄物の性状等に考慮し、泥状、液状の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物については、屋内において保管すること。

(11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を行う行為は、その適正な収集又は運搬を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、次に掲げる条件を満たした場合に限り認めるものとする。

ア 低濃度PCB廃棄物に限定する場合を除き、運搬容器として、収集運搬ガイドライン第3章3.2に掲げる「漏れ防止型の金属製容器」又は「移動タンク貯蔵所」を有すること。なお、運搬しようとするポリ塩化ビフェニル廃棄物が大型であり「漏れ防止型の金属製容器」に収納できないものについては、金属製の容器（運搬容器以外の容器をいう。）に密閉した上で、かつ、運搬容器として次に掲げる要件を備えた収集運搬ガイドライン第3章3.2に掲げる「漏れ防止型の金属製トレイ」を有すること。

(ア) 材質は、ステンレススチール製（再使用しない「漏れ防止型の金属製トレイ」にあつては、鉄製又はステンレススチール製）であること。

(イ) 構造は、次に掲げる要件を備えたものであること。

a 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置（容器に所要の空間容量を有し、性状に応じた吸収材が使用されていること等）が講じられていること。

b 収納しやすいこと。

c 損傷しにくいこと。

イ 低濃度PCB廃棄物に限定する場合は、低濃度PCB収集運搬ガイドライン第Ⅲ部第3章3.1に掲げる運搬容器を有すること。また、微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合は、低濃度PCB収集運搬ガイドライン第Ⅱ部第3章3.1に掲げる運搬容器を有すること。

ウ 運搬容器に「PCB」（低濃度PCB廃棄物に限定する場合には「低濃度PCB」、微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合は「微量PCB」）及び収集運搬に係るポ

リ塩化ビフェニル廃棄物の種類、運搬車に「PCB」（低濃度PCB廃棄物に限定する場合には「低濃度PCB」、微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合は「微量PCB」）の表示がされていること。

エ 応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

(ア) 「応急措置設備等」については、保護衣、吸収材等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。

(イ) 「連絡設備等」については、携帯電話等の通信手段を備え、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。

また、低濃度PCB廃棄物又は微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合を除き、通信手段として全地球測位システム（GPS）による運行状況管理システムを備え、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載していること。

このとき、全地球測位システム（GPS）の機種・機能が分かる書類（カタログなど）が添付されており、次のことが確認できること。

a 車両運行状況発信装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いない構造であること。

b 事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

証 明 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

⑨

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〔産業廃棄物
特別管理産業廃棄物〕 〔収集運搬
処 分〕 業の(新規・更新・変更)許可申請を行う

にあたり「〔産業廃棄物
特別管理産業廃棄物〕 処理業に関する(新規・更新)許可講習会」の

〔収集運搬
処 分〕 課程の修了者として、下記の者の講習会の修了証を添付します。

これについて、下記の者は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であることを証明します。

記

事業場の名称

事業場の所在地

職 名

氏 名

様式第2号

証 明 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、次に掲げるものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で規定する使用人であることを証明します。

(次のいずれかに○印をつけてください。)

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

職 印

様式第3号

(特別管理) 産業廃棄物の発生フローシート

事業活動の内容	産業廃棄物の発生過程	発生産業廃棄物名(性状等)	特別管理産業廃棄物に該当非該当	試験検査成績書の有無	処分(再生)の方法
水質汚濁防止法特定施設名					
大気汚染防止法特定施設名					
ダイオキシン類対策特別措置法特定施設名					
収集運搬委託予定業者名					
処分委託予定業者名					
排出事業者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					

※排出事業者の代表者印の押印は不要です。

様式第5号

積替え保管に係る事業概要書

1 積替え保管施設等の概要

積替え・ 保管の別	設置場所	地目	面積 (積替え・保管場所の面積)	土地の所有者の住所、氏名 施設の所有者の住所、氏名
			m ² (m ²)	
			m ² (m ²)	
			m ² (m ²)	
			m ² (m ²)	
			m ² (m ²)	

2 積替え保管等の概要

積替え保管の理由	
取扱産業廃棄物名	
積替え保管の方法 (作業時間)	
廃棄物の最大保管量	

関係法令の規制	
使用する重機等	
悪臭対策の方法	
排水対策の方法	
騒音振動対策の方法	
防火対策の方法	
責任者の氏名等 (住所、氏名、電話番号)	

年 月 日

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第6号

応急措置設備・器具リスト

番号	種類	防災備品	規格	数量
①	保護衣			
②	保護手袋			
③	保護長靴			
④	呼吸用保護具			
⑤	保護眼鏡			
⑥	流出・飛散防止用具			
⑦	回収用具			
⑧	消火設備			
⑨	連絡設備・器具			
⑩	緊急時対応マニュアル等			

- (注) 1 ①～⑩は、全て保有していること。
2 ①～⑧の写真又は図面が添付されていること。
3 数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。

様式第7号

緊急時対応マニュアル

品名	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	国連番号	2315
イエローカード 指針番号	171(低、中程度の有害物質)		
緊急措置			
緊急通報			
緊急連絡			
火災時	運搬車		
	積替え・ 保管施設		
漏洩時	液体漏洩		
	固体		
暴露・接触時の応急 処置 (いずれの場合も医 師の診断を受け る。)	蒸気吸入		
	皮膚接触		
	眼		
	口腔内に入 った場合		
事後処置			

(注)全ての項目を記載のこと。

様式第8号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿

番号	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

4 計画地

実測面積
地積

平方メートル
平方メートル

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 平方メートル	使用権原見込 (購入時期・借入の場合は承諾の有無)
				登記簿	現況		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
公有財産							

5 隣接地

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 平方メートル
				登記簿	現況	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
公有財産						

6 資金計画

(収入)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
自 己 資 金			
借 入 金			
財 産 収 入			
不動産売払収入			
寄 付 金			
負担金及び補助金			
そ の 他			
計			

(支出)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
本 工 事 費			
直 接 工 事 費			
材 料 費			
労 務 費			
直 接 経 費			
特 許 使 用 料			
水 道 光 熱 電 力 料			
機 械 経 費			
間 接 工 事 費			
共 通 仮 設 費			
運 搬 費			
準 備 費			
仮 設 費			
事 業 損 失 防 止 施 設 費			
役 務 費			
技 術 管 理 費			
営 繕 費			
安 全 費			
現 場 管 理 費			
一 般 管 理 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 費 及 び 試 験 費			
用 地 費 及 び 補 償 費			
借 入 金			
そ の 他 経 費			
計			

7 構造の概要

(1) 共通基準

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	
立 札 等	
地滑り防止工及び 沈下防止工	
貯留構造物 (擁壁等)	
地表水等集排水設備	
保安距離	
崩壊防止 (切土) (盛土)	
その他の防災対策	(調整池容量 立方メートル)
基準高等の設定	
区 域 杭	

搬入路等	
消火設備	
管理棟	
覆土用土砂等置場	
埋め立て後の措置	

(2) 個別基準

ア 遮断型最終処分場

項目	施工状況
外周仕切設備	
内部仕切設備	

イ 管理型最終処分場

項目	施工状況
遮水工	

保有水等集水設備	
浸出液処理設備	
地下水の水質 観測用井戸	
発生ガス排除設備	
その他の設備	

ウ 安定型最終処分場

項 目	施 工 状 況
埋立地内の 集排水設備	
その他設備	

8 放流水のある場合

(1) 放流経路

最終処分場		利水対象
名称	(利水の有無) 有・無	
名称	(利水の有無) 有・無	
名称	(利水の有無) 有・無	
河川 (1 級、2 級又は準用河川) 又は海域の名称		

(図面で明示してください。)

(2) 放流水の水量

立方メートル/日

9 維持管理の概要

(1) 共通基準

項 目	管 理 方 法
囲い等の管理	
立札等の管理	
飛散及び流出防止	
悪臭の防止	
騒音、振動及び粉じんの防止	
防 火	
害虫等の発生防止	
地表水等集排水設備の管理	
のり 法面の保護	
基準高等の管理	
使用道路	
施設能力に見合った処理	
事故の防止	

記録及び保存	
埋立処分終了時の措置	
埋立処分終了後の維持管理	
閉鎖の措置	
跡地の利用	

(2) 個別基準

ア 遮断型最終処分場

項目	管理方法
滞留水の排除	
外周仕切設備及び内部仕切設備の管理	
地下水の水質検査	
閉鎖	
閉鎖後の管理	

イ 管理型最終処分場

項 目	管 理 方 法
滞 留 水 の 排 除	
擁 壁 等 の 管 理	
遮 水 工 の 管 理	
浸 出 液 処 理 設 備 の 管 理	
地 下 水 の 水 質 検 査	
発 生 ガ ス 排 除 設 備 の 管 理	
中 間 覆 土	

ウ 安定型最終処分場

項 目	管 理 方 法
擁 壁 等 の 管 理	
放 流 水 の 水 質 検 査	

4 計画地

地積	平方メートル	用途地域	地域
施設等	所在地	所有者住所・氏名	
処理施設			
保管施設（処理前）			
保管施設（処理後）			
事務所			

5 施設の概要

(1) 処理施設

項目	施行状況
腐食防止	
排水処理施設	
排ガス処理設備	
床、地盤面の材質	
飛散及び流出防止	

騒音及び振動の防止	
悪臭の防止	
路温の測定	
助燃装置	
供給空気調節装置	

(2) 保管施設 (処理前)

項 目	施 工 状 況
困 い 等	
表 示	
保 管 方 法	
保 管 面 積	
保 管 容 量	

(3) 保管施設 (処理後)

項 目	施 工 状 況
困 い 等	
表 示	
保 管 方 法	
保 管 面 積	
保 管 容 量	

6 維持管理の概要

項 目	管 理 方 法
性状の分析及び計量	
能力以上の投入防止	
事 故 の 防 止	
定期的な点検、 機能検査及び清掃等	
飛散及び流出防止	
悪 臭 の 防 止	
害虫等の発生防止	
騒音及び振動の発生防止	
防 火	
放流水、ばい煙、 <u>pH</u> 等の定期的な検査	
記 録 及 び 保 存	

7 事前手続の状況

年 月 日 完了

8 関係法令の規定による許可等の状況

法 令 名	許 可 等 の 内 容	許 可 等 の 年 月 日

9 資金計画

(1) 施設設置に要する費用

(2) 調達方法

別紙 1

分析項目一覧

1 産業廃棄物の試験検査は、排出事業者が年1回以上行うものである。

廃棄物の種類 分析項目	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸 廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
水素イオン濃度指数		○		○		
アルキル水銀化合物		△*1		△*1	△*1	△*1
水銀又はその化合物		○		△*2	○	○
PCB		△*2		△*2		
カドミウム又はその化合物	○	○		△*2	○	○
鉛又はその化合物	○	○		△*2	○	○
有機燐化合物		△*2		△*2		
六価クロム化合物	○	○		△*2	○	○
砒素又はその化合物	○	○		△*2	○	○
シアン化合物		○		△*2		
トリクロロエチレン		△*2		△*2		
テトラクロロエチレン		△*2		△*2		
ジクロロメタン		△*2		△*2		
四塩化炭素		△*2		△*2		
1,2-ジクロロエタン		△*2		△*2		
1,1-ジクロロエチレン		△*2		△*2		
シス-1,2-ジクロロエチレン		△*2		△*2		
1,1,1-トリクロロエタン		△*2		△*2		
1,1,2-トリクロロエタン		△*2		△*2		
1,3-ジクロロプロペン		△*2		△*2		
チウラム		△*2		△*2		
シマジン		△*2		△*2		
チオベンカルブ		△*2		△*2		
ベンゼン		△*2		△*2		
セレン又はその化合物	△*2	△*2		△*2	○	△*2
1,4-ジオキサン		△*2		△*2		△*2
ダイオキシン類	△*4	△*3				△*4
含水率		○				
熱しゃく減量	○					
油分		○				
引火点			○			

2 ○印、△印は、実施すべき分析項目を示す。

3 ○印については、必ず実施すべき分析項目を示す。

4 △印については、次により省略することができる。

(*1) 総水銀が検出されなければ省略することができる。

(*2) 政令で定める事業所（いわゆる特定排出事業所）に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができる。

(*3) 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）に該当しない場合にあつては、省略することができる。

(*4) 廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができる。

5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱うこと。

6 過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごと分析すること。

7 前項の規定にかかわらず、次の汚泥等の分析は省略することができる。

(1) 食品品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥については、含水率及び油分以外の項目は省略することができる。

(2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外の項目は省略することができる。

(3) クリーニング業から排出される蒸留残渣汚泥及び廃油については、全項目省略することができる。

(4) 鉱さいである鋳物廃砂については、全項目省略することができる。

8 製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物（バッテリー、試薬等）については、本市との協議のうえ、省略することができる。